

## 一般競争入札の公告

滋賀食肉センター金属屑等売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に準じて公告する。

令和5年1月18日

公益財団法人滋賀食肉公社 理事長 江島宏治

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

滋賀食肉センター金属屑等売却

#### (2) 売却物件の種類および売却数量

4（3）により交付する入札説明書に記載のとおり

#### (3) 売却物件の引渡し場所

滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4

滋賀食肉センター（本館1階内および同センター敷地内）

#### (4) 売却物件の引渡し日時

落札者の売却代金納入確認後、14日以内の間において、公益財団法人滋賀食肉公社（以下、「公社」という。）と落札者とで協議し、決定した日時

### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 滋賀食肉センター金属屑等売却にかかる一般競争入札参加者の資格審査要綱の規定により、公社の審査を受け、本件入札に参加する資格を得た者であること。

(2) 4（4）および（5）に示す入札説明会（売却物件確認会を兼ねる。以下同様。）に参加した者であること。この入札説明会は、4（4）に示すとおり2回開催するが、必ず、いずれか一方にのみ参加するものとし、双方への参加は認めない。

### 3 入札参加資格申請書の受付期限および場所等

#### (1) 受付期限

令和5年2月2日（木曜日）17時00分まで

#### (2) 受付場所

滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4

滋賀食肉センター2階

公益財団法人滋賀食肉公社事務局（電話番号 0748-37-3917）

### 4 入札執行の日時、場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先

滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4

滋賀食肉センター2階

公益財団法人滋賀食肉公社事務局（電話番号 0748-37-3917）

(2) 契約条項を示す期間

令和5年1月18日(水曜日)から令和5年2月21日(火曜日)まで(土曜日、日曜日を除く)の9時から17時までとする。ただし、令和5年2月21日(火曜日)については、12時までとする。

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、(1)に示す場所において交付する。ただし、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会の日時

次のアまたはイのいずれか一方に必ず参加するものとし、双方に参加することは認めない。

ア 令和5年2月13日(月曜日) 15時から

イ 令和5年2月14日(火曜日) 15時から

(5) 入札説明会の場所

滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4

滋賀食肉センター本館棟玄関前

(6) 入札書の受領期限

令和5年2月21日(火曜日) 12時00分

(7) 開札の日時および場所

ア 日時

令和5年2月21日(火曜日) 14時00分

イ 場所

滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4

滋賀食肉センター2階 セミナー室

\*開札には出席は要しないが、希望により立ち会うことは可能とする。立会を希望する場合は、事前に(1)に示す問い合わせ先へ連絡すること。

## 5 入札方法等

(1) 入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品等買入れ等の一般競争入札執行要領の規定に準ずるものとする。

(2) 入札書は、4(1)に示す場所に4(6)の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名および氏名を併記すること。また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付すること。

(3) 落札決定にあたっては、消費税および地方消費税込みの金額により決定するので、入札金額はこれらを含んだ額を記入すること。

## 6 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

## 7 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

## 8 郵便等による入札の可否

可とする。ただし、簡易書留郵便に限る。また、4（6）の入札書受領期限以降に到着した入札書については、無効とする。

## 9 入札の無効

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 滋賀食肉センター金属屑等売却にかかる一般競争入札参加者の資格審査要綱による資格審査により入札参加資格を得ていない者の入札

## 10 落札者の決定方法

この公告に示した物件を買い取ることができると公社が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定に準じて作成された予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者は総額により決定する。

## 11 売却代金の納入方法

契約書締結後、公社が発行する請求書により、指定の期日までに納入しなければならない。

## 12 契約手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

## 13 質問の受付および回答

本入札に関して質問がある場合には、次の各号により受け付ける。

- (1) 質疑・回答書（別紙様式）をファクシミリにて提出すること。電話、口頭その他の方法による質問は受け付けない。ファクシミリ送信後に電話で、公社事務局に送信した旨を連絡すること。ファクシミリ番号については、(4)のとおり。
- (2) 質問の受付期間は、令和5年2月15日（水曜日）の16時00分までとし、これ以降の質問は受け付けない。
- (3) 質問に対する回答は、質問を受け付けてから、順次（概ね3営業日後を目処とする）公社ウェブサイト (<https://shiga-shokuniku.or.jp/event/>) に掲載する。
- (4) 連絡先は次のとおりとする。

公益財団法人滋賀食肉公社事務局

電話番号 0748-37-3917

ファクシミリ番号 0748-37-3927

#### 14 その他必要事項

- (1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。
- (3) 各参加者の入札のうち予定価格以上の入札がないときは、直ちに、または、日を改めて再度の入札を行うことがある。
- (4) 一度提出した入札書は、書換え、引換え、または、撤回をすることはできない。
- (5) 落札者は、落札決定の以後、7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (6) 落札者は、引き渡し時に物件に汚損などがあった場合も、5(3)に記載した金額で買い取らなければならない。
- (7) 滋賀県の入札参加停止期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または、再委託をすることはできない。
- (8) 入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (9) 天変地異その他やむを得ない理由があるとき、または、入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (10) 物品搬出時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めること。
- (11) その他詳細は、入札説明書等による。

#### 15 添付書類

資格審査要綱、入札説明書、契約書(案)等

別紙様式

## 質疑・回答書

件名：滋賀食肉センター金属屑等売却

質問事項	回答

令和 年 月 日 ( )

公益財団法人滋賀食肉公社